

虐待防止検討委員会

高齢者虐待防止対策指針

委員会の目的

虐待防止検討委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加の為の支援を妨げる事のないよう、必要に応じ随時委員会を開催し虐待防止に努めることを目的とする。

虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為に該当することもある許されざる行為である。当事業所は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、もって高齢者の権利利益の擁護を実現する。

虐待防止検討委員会

事業所内外で発生する虐待に関する組織的対策及び予防に関し必要な事項を協議するため虐待防止検討委員会を設置する。委員会は半年に1回 4月、10月に開催する。

また必要に応じて臨時委員会を開催する。

《虐待防止対策事項》

- ・委員会その他事業所内の組織に関する事
- ・虐待の防止のための指針の整備に関する事
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ・虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ・従業員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われる為の方法に関する事
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

職員研修に関する基本方針

- ・虐待防止対策の基本的な考え方及び具体的対策について職員に周知徹底を図る事を目的とする。
- ・職員研修を定期的で開催し、出席できなかった者には伝達研修を行う。

虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ・高齢者虐待防止法に定める虐待（身体的、心理的、性的、経済的、不作為による虐待）を受けたと思われる高齢者を発見した時は、速やかに関係機関と連携し高齢者の生命・身体・財産の保護に努める。
- ・虐待が起きたことが明らかな場合や、被害が深刻であるなど緊急性が高い場合
「虐待を受けたと思われる」場合は適時委員会を通す必要はなく、直ちに市町村または地域包括支援センターに通報すること。その際、委員会にも並行して相談・連絡・報告すること。
- ・虐待の有無が不明である場合や、虐待と認定すべきか分からない場合は、適時委員会に都度速やかに報告・相談すること。その後、委員会が不適切と思われる対応をしたと思われる場合は、「虐待を受けたと思われる」事案とし各自の判断で市町村又は地域包括支援センターに通報して構わない。
- ・虐待認定に際し、虐待をする者・されている者の自覚は問わない。
- ・虐待の通報者は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
また通報者の特定に資する情報を漏らしてはならない。
- ・虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ・相談窓口は原則として営業時間内に対応するが、緊急性の高い場合は被虐待者の生命・身体・財産の保護を優先し柔軟に対応する。
- ・口頭での報告や相談を受け付ける窓口とは別に、24時間受信可能なメールやSNSの体制も整備する。
- ・相談・報告を受けた場合、窓口担当者は速やかに委員会に報告し、原則として適時委員会を開催する。
- ・相談者や通報者の特定に資する情報は保護され、虐待者等に知られてはならない。
- ・相談・報告の記録は都度窓口が作成し、万全なセキュリティ策を講じた上で保管する。

虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ・虐待通報後、虐待者から問い合わせや苦情が来た場合は委員会に報告し、以後委員会において対応する。
このとき、通報者の氏名等を聞かれても開示してはならない。
- ・虐待通報後、虐待者から恫喝等違法な行為をされた場合は、速やかに警察に通報し毅然と対処する。
- ・養護者が虐待者である場合は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

- ・事業所内に提示するとともに、当事業所ホームページに高齢者虐待防止対策指針を掲載し利用者または家族が閲覧できるようにする。

- ・利用者、家族への疾患の説明とともに、理解を得たうえで、高齢者虐待防止対策に協力を求める。

その他、当事業所における高齢者虐待防止対策の推進のために必要な基本指針

- ・職員は虐待防止対策マニュアルに沿い、従業者が相談・報告できる体制整備の構築
- ・委員会内に、虐待が疑われる場合の相談・通報窓口を設ける。
- ・養護者による虐待や職員による虐待が疑われる場合速やかに委員会を開催する
- ・虐待認定した場合の市町村への通報

	担当者	役割
委員長	山地歩美	事業の統括・相談・研修・虐待防止対策の確立
顧問	中西基悦	全業務助言・広報関連
委員	山口富美子	連絡・調整 研修
	森岡亜紀子	研修 連絡・調整
	山地妃都美	連絡・調整

各役割内容

連絡・調整

- ・関係者の連絡先・連絡フローの整理
- ・必要に応じて各機関との連携

広報関連

- ・虐待事例が発生した際の情報公表のタイミング・内容・範囲等の決定